

国民健康保険・高額療養費の自己負担限度額が変わります(平成27年1月～) ～70歳以上の方は変更なし～

自己負担限度額の変更(70歳未満)

平成27年1月診療分から、70歳未満の方の1カ月の自己負担限度額(以下、限度額)が表のとおり変更となります(平成26年12月以前の診療分は、従前の区分での自己負担となります)。

1カ月の医療費を限度額を超えて支払った場合、申請により差額分を高額療養費として支給されます。

世帯内で同じ月の複数の医療機関の自己負担額を合算し、限度額を超える場合は支給の対象となります(同一医療機関での支払いが21,000円以上であることが必要です)。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

限度額適用認定証について

事前に申請をして限度額適用認定証(以下、認定証)の交付を受けた場合、同一医療機関での支払いが限度額までとなります。すでに認定証をお持ちの方で国保税の滞納がない方には、12月下旬に新しい認定証を郵送します。1月1日以降に医療機関などで受診する際は、新しい認定証を提示してください。



70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

《平成26年12月31日まで》

所得区分	所得要件	自己負担限度額
A (上位所得者)	基礎控除後の所得が600万円を超える	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% <4回目以降: 83,400円>※1
B (一般)	基礎控除後の所得が600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4回目以降: 44,400円>
C (低所得者)	住民税非課税	35,400円 <4回目以降: 24,600円>



《平成27年1月1日から》

所得区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <4回目以降: 140,100円>
イ	基礎控除後の所得が600万円を超え、901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <4回目以降: 93,000円>
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え、600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4回目以降: 44,400円>
エ	基礎控除後の所得が210万円以下	57,600円 <4回目以降: 44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <4回目以降: 24,600円>

※1 過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目から適用される限度額

《問合せ》市民課国保医療係☎21-9061または各支所市民福祉係

